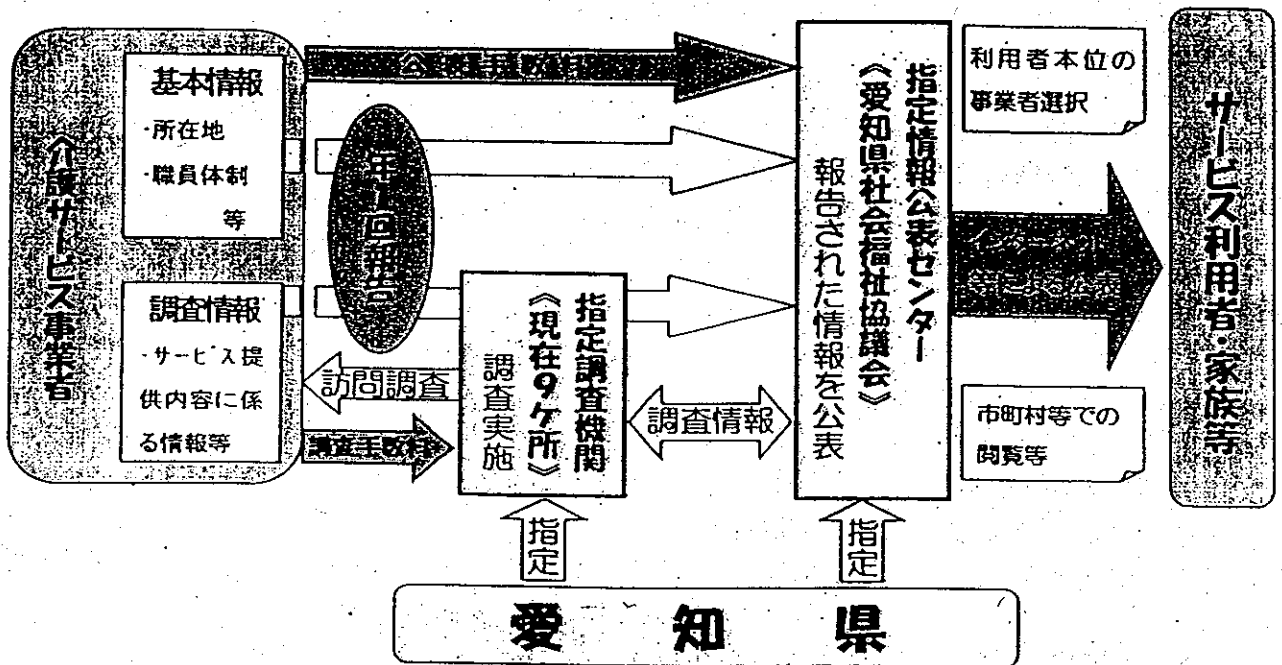


## 「介護サービス情報の公表」制度及び地域密着型サービス外部評価制度について

### 1 「介護サービス情報の公表」制度

介護保険の利用者が、サービス事業者（以下「事業所」）を選択するための判断に資する情報を円滑かつ容易に取得できることを目的に創設された。（平成17年10月法改正・平成18年度実施）

なお、公表に要する費用は手数料条例により定め、事業者から指定調査機関及び指定情報公表センターに支払われる。（介護保険法第115条の30、36）



#### (1) 調査体制等変更点

- ① 調査員2名以上（介護保険法施行規則第140条の37第1項第1号）

↓  
調査員1名以上（介護保険法施行規則の改正）

- ② 対象サービスの追加（全面施行）

35サービス → 50サービス（居宅療養管理指導、介護予防支援は除く。）

※ 50サービスの一覧は別紙のとおり

#### (2) 調査手数料及び公表手数料（予定）

	H18.4.1	H20.4.1	H21.4.1
介護サービス情報公表手数料	10,000円	8,200円	8,200円
介護サービス情報調査手数料	居宅系A	20,500円	21,300円
	居宅系B	29,700円	20,800円
	通所特定系	37,900円	21,900円
	施設系	33,900円	22,400円

※ 平成21年2月県議会に上程中

## 2 地域密着型サービス外部評価

### (1) 対象

認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護の事業所

### (2) 関係法令（義務）

地域密着型サービス外部評価：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）第97条第7項

### (3) 実施方法等

ア 県が指定した地域密着型サービス外部評価機関が「介護サービス情報の公表」制度及び地域密着型サービス外部評価制度に関する調査を同一日で実施する。

イ 調査の実施にあたっては、従来の地域密着型サービス外部評価制度と同様に、事業所の申込み制とする。（詳細は、平成21年4月初旬頃に、関係事業所に通知する。）

### (4) 手数料

ア 介護サービス情報の公表

① 調査手数料 21,900円（予定）

② 公表手数料 8,200円

イ 地域密着型サービス外部評価

評価手数料 各評価機関により設定された金額（現状：60,000円～70,000円程度）

※ 両制度の調査・評価手数料の合計は、本来81,900円～91,900円程度となるが、県から各評価機関に対して、「介護サービス情報の公表」制度の対象となったことによる事業所の負担軽減のため、評価手数料を1万円程度引き下げるよう要請している。

### (参考)

#### ○ 第115条の30第3項

都道府県は、地方自治法第二百二十七条の規定に基づき調査事務に係る手数料を徴収する場合においては、第一項の規定により指定調査機関が行う前条第二項の調査を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定調査機関に納めさせ、その収入とすることができる。

#### ○ 第115条の36第3項

第百十五条の三十第三項及び第百十五条の三十二から前条までの規定は、指定情報公表センターについて準用する。

## 介護サービスの区分 (全50サービス)

調査票の構成区分		
居住系A	1 ●訪問介護 ○介護予防訪問介護 ○ <u>夜間対応型訪問介護</u>	
	2 ●訪問入浴介護 ○介護予防訪問入浴介護	
	3 ●訪問看護 ○介護予防訪問看護	
	4 ●訪問リハビリテーション ○介護予防訪問リハビリテーション	
住宅系B	5 ●福祉用具貸与 ○介護予防福祉用具貸与 ○特定福祉用具販売 ○特定介護予防福祉用具販売	
	6 ● <u>居宅介護支援</u>	
通所・特定施設系	7 ●通所介護 ○介護予防通所介護 ○ <u>療養通所介護</u> ○認知症対応型通所介護 ○介護予防認知症対応型通所介護	
	8 ● <u>通所リハビリテーション</u> ○介護予防通所リハビリテーション	
	9 ● <u>特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)</u> ○ <u>特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・外部サービス利用型)</u> ○地域密着型特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム) ○介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム) ○ <u>介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・外部サービス利用型)</u>	
	10 ● <u>特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)</u> ○ <u>特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム・外部サービス利用型)</u> ○地域密着型特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム) ○介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム) ○ <u>介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム・外部サービス利用型)</u>	
	11 ● <u>特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅)</u> ○ <u>特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型)</u> ○ <u>地域密着型特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅)</u> ○ <u>介護予防特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅)</u> ○ <u>介護予防特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型)</u>	
	12 ● <u>認知症対応型共同生活介護</u> ○ <u>介護予防認知症対応型共同生活介護</u>	
	13 ● <u>小規模多機能型居宅介護</u> ○ <u>介護予防小規模多機能型居宅介護</u>	
	入所系	14 ● <u>介護老人福祉施設</u> ○地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 ○短期入所生活介護 ○介護予防短期入所生活介護
		15 ● <u>介護老人保健施設</u> ○短期入所療養介護(介護老人保健施設) ○介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)
		16 ● <u>介護療養型医療施設</u> ○短期入所療養介護(介護療養型医療施設) ○介護予防短期入所療養介護(介護療養型医療施設)

(注) 1 ●印=主たる介護サービス、○印=付随する介護サービス

2 二重下線は、平成21年度に追加される介護サービス(15サービス)

3 「居宅療養管理指導」、「介護予防支援」は、介護サービス情報公表の対象外

# 「介護サービス情報の公表」制度における行政指導・行政処分について

## 1 行政指導・行政処分の対象

- (1) 介護サービス情報公表を行わない場合
- (2) 悪質な行為により指定調査機関の調査を妨害し、公正な情報公表の阻害行為を行った場合
- (3) その他悪質な行為により情報公表を行わない場合

## 2 悪質な行為とは

- ① 近日中に事業所を廃止するとの虚偽の申出書を介護サービス情報公表センターに提出するなどの行為。
- ② 指定調査機関の調査員を脅迫又は不当な扱いをするなどにより、調査を混乱させる行為。
- ③ その他制度の公正な情報公表を阻害する行為。

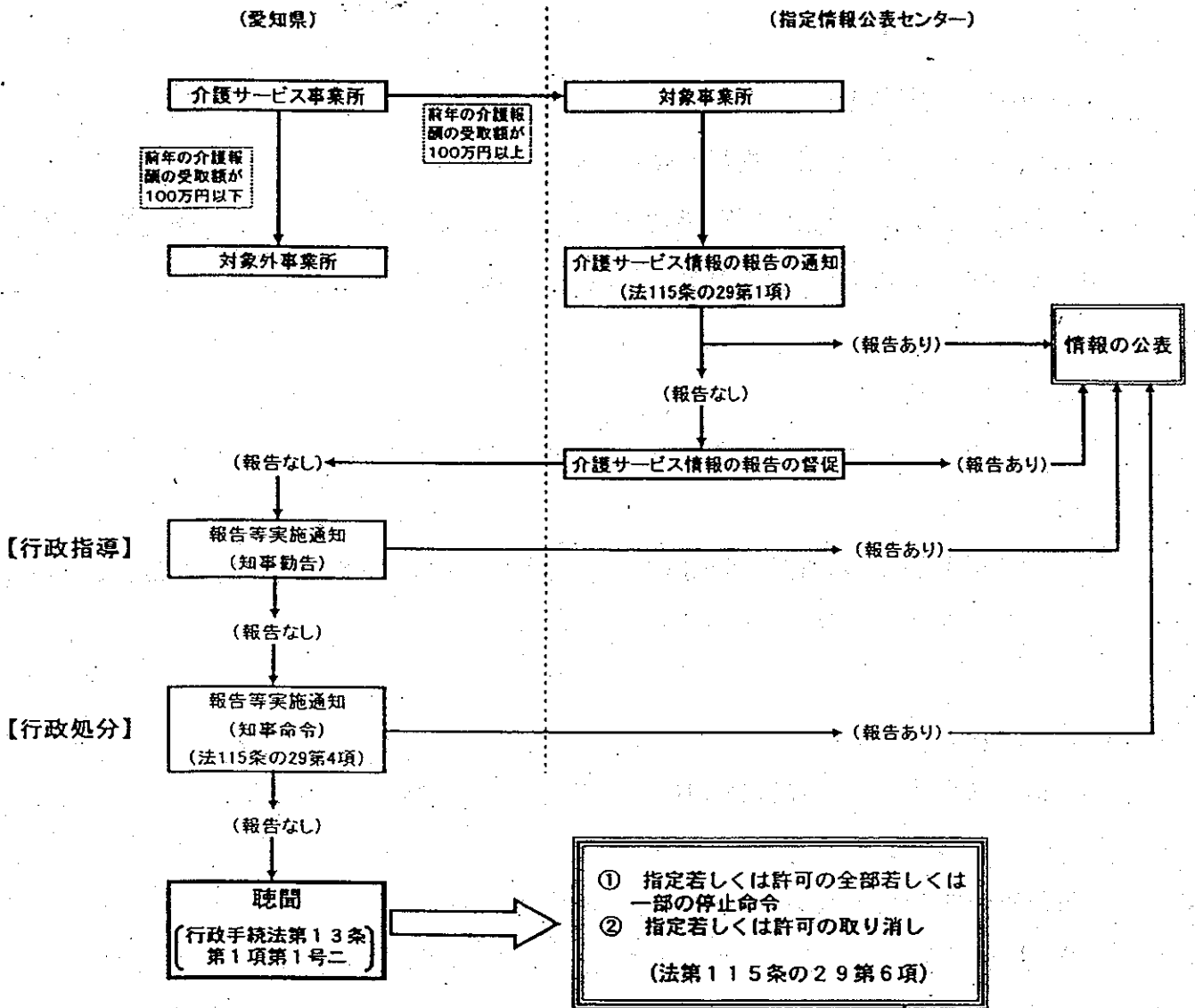
## 3 行政処分に至る経緯

フロー（介護サービス情報公表に係る行政指導・行政処分の流れ）のとおり

行政処分を受けた事業所に対するその他のペナルティー

介護保険法及びその他法令において、指定等が受けられないなどの規定がある。

## 介護サービス情報公表に係る行政指導・行政処分の流れ



○介護保険法  
第115条の29第1項

介護サービス事業者の指定又は許可を受け、介護サービスの提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

○介護保険法  
第115条の29第4項

都道府県知事は、介護サービス事業者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第二項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該介護サービス事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。

○介護保険法  
第115条の29第6項

都道府県知事は、介護サービス事業者等が第四項の規定による命令に従わないときは、介護サービス事業者等の許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

○行政手続法  
第13条第1項

行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

一 次のいずれかに該当するとき 聴聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合であつて行政庁が相当と認めるとき。

三 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与